

令和2年第8回木島平村教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和2年8月26日(水) 15:30～17:15

2 場 所 木島平村役場 議員控室

3 出 席 教 育 長 小林 弘
教育長職務代理者 佐藤 秀雄
委 員 本山三智子
委 員 月岡 英彦
委 員 佐藤小百合

4 出席した事務局職員

子育て支援課長 島崎かおり
生涯学習課長 高木 良男
生涯学習係長 大口 晴男
子育て支援係長 武田 幸一

1 開 会 午後3時30分

2 前回会議録朗読承認（署名）

令和2年7月30日開催の第7回木島平村教育委員会定例会会議録を島崎子育て支援課長が朗読し、出席者全員が内容を確認のうえ、全員が承認し署名した。

3 教育長報告

- (1) 村内での熊の出没による児童生徒の安全確保と対応について
- (2) 小中学校宿泊体験学習・修学旅行の代替行事の実施について
- (3) 【校長園長会】夏季休業中における児童生徒の報告事項の有無、二学期迎えるにあたり新たな決意で、校長の二学期の学校経営計画・重点課題について、コロナウイルス感染症対策の徹底について、教育の根底にある人権同和教育について等、指示事項のほか臨時休業中の子どもと保護者の「実態調査」結果について報告した。

4 議 事

(1) 議案第8号から第12号

- ①議案第8号 木島平村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ②議案第9号 令和2年度木島平村一般会計補正予算（第7号）について
- ③議案第10号 令和2年度木島平村学校給食特別会計補正予算（第1号）について
- ④議案第11号 令和3年度から使用する中学校教科用図書採択について
- ⑤議案第12号 財産の取得について

小林教育長

4番、議案（1）議案第8号から議案第12号についてお願いします。

○資料1（木島平村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）に基づいて説明

島崎課長

議案第8号からお願いします。木島平村特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。新旧対照表の方からお願いいたします。制度の内容につきましては、内閣府令の改正がありましてそれに伴いまして村の条例も改正するものです。まず、用語として分かりづらい部分がありますので、説明させて頂きませんが、タイトルの部分で特定教育・保育施設とありますが、これにつきましては幼稚園ですとか、保育園といったものになります。特定地域型保育事業、こちらにつきましては0歳児から2歳児までを対象としまして、小規模な施設で19人以下のお子さんの保育を行う施設でございます。今回改正の中身としましては、副食費の提供に関する費用の取り扱いについて、まず1点目、副食費の費用提供に関する費用の取り扱いについて変更がありました。内容としましては、去年10月から3歳から5歳までのお子さんについては保育料が無償化となりました。保育料の無償化に伴いまして、これまで保育料に含まれていました副食費の分ですが、月額4,500円が含まれていた訳ですが、それを保護者負担とするというものであります。一応今回は保護者から支払いを受けることができるという「できる規定」であります。村ではその副食費を徴収しないということになっています。条例は、国の改正にならって保護者からの徴収ができるということに改正させていただきます。ただその対応としまして、副食費の助成を村の要綱で別に定めまして、そちらの要綱に沿って助成の方は対応していきたいというものであります。それから、副食費の免除の対象が今回拡張されまして、年収360万未満相当の世帯まで広がりました。もう一つ主な改正の要点としましては、木島平村ではあまり関係ないのですが、小規模施設の保育の認可の条件の一つとして、例えば保育園など連携施設として確保することが認可の条件となっておりますが、実際問題それが難しいことも多いようです。ですので、連携施設がなくても認可できる経過措置をさらに5年延長するという内容です。それからもう一点ですが、子ども子育て支援法の一部改正

により、用語の改正を行うものです。新旧対照表を見ますと支給認定ですとか 特定教育保育給付認定ですとか そういった言葉がたくさん出てきますが、法の改正により用語の一部を改正するものです。

小林教育長

今、副食費という言葉が出ましたが、その副食費は改正の中には出てきているのですか。

島崎課長

13条になります。利用者負担額の受領の第4項の次に掲げる費用の支払いを保護者から受けることができる。(3) 食事の提供に要する費用というものです。条例の中では、副食費という言葉は出てきませんが食事の提供ということになります。

○質 疑

小林教育長

条例改正ということではありますが、何か質問がありましたらお願いします。

佐藤秀雄委員

アのところ副食の提供というものはありますね。4号はなんですか。提供されるようになったということですか。

島崎課長

そうですね、ありました。今までは保育料に含まれていまして、それが保育料をいただくかなくなったのですが、ご飯は食べているので副食費は保護者からもらうように、という国の法律の改正です。

佐藤秀雄委員

今は、もらってないですか？

島崎課長

村はもらっていません。

小林教育長

例えば簡単な例です。5,000円を保育料としても

らって、そのうち副食費というか食事代は1,500円で、あと3,500円は保育料だということで、保育料が無料になったので3,500円はいただきません。しかし、今までもらっていた1,500円は保護者からいただきますよという、そういう解釈でよろしいですか。

島崎課長

そうです。

佐藤秀雄委員

食べる分は、もらうということですね。

小林教育長

他に何かありましたらお願いします。
よろしいですか。

教育委員

(全員承認)

小林教育長

それでは、条例改正について認めていただくことよろしいですか。ありがとうございます。

小林教育長

議案第9号についてお願いします。

島崎課長

令和2年度木島平村一般会計補正予算第7号についてです。子育て支援係、生涯学習係それぞれ担当係長から説明させていただきます。

○資料1 (令和2年度木島平村一般会計補正予算
(第7号) について) に基づき説明

武田係長

17ページお願いします。民生費の児童福祉費です。
説明書右側の欄で説明させていただきます。

まず、児童福祉費福祉総務費人件費でありますけれどもこちらにつきましては、職員の人件費です。3,369千円の減額ということで、内容につきましては給料、職員手当、共済費等になっております。その下、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付事務費、こちらの方は給付

事務費に対する補助金の増額であります。報酬300千円、需用費消耗品で185千円、役務費8千円、機器類の借上料としまして、133千円の合計626千円を計上しています。補助金財源につきましては、511千円の県の補助金を入れています。2の保育所費につきましても、こちらも職員の人件費であります。保育所人件費527千円の増、その下保育所管理運営事業1,804千円の減額で報酬、給与、職員手当等による計上であります。18ページ保育所管理運営事業のその他委託料としまして、482千円ほど計上しています。こちらにつきましては、調査費にあたります。保育所の調査費です。今現在、中学校の管理費で学校施設等の長寿命化計画策定業務の委託ということで、中学校が大変老朽化しており今後、長寿命化を図っていくということで、劣化調査を行うそうした調査費になります。それを現在、中学校の管理費で一括予算計上しておりましたが、ここで保育所、給食センター、小学校、中学校それぞれに調査を行うということで、予算の組み替えをしたものであります。それが、保育所であります。482千円ほどになります。その下、保育の実施委託事業、こちらにつきましては昨年度保育、村外の保育所を利用した委託事業であります。そちらの実績に伴う国庫・県費負担金の返金であります。国につきましては15千円ほど、県につきましては8千円ほど返還するというので、その分の予算計上であります。同じくその下児童クラブの内容も同じようになっておまして、実績に伴う返還となりまして191千円ほど計上しております。25ページお願いします。こちらにつきましては教育費でありまして、教育総務費事務局費であります。職員の人件費の変更ということで1,478千円ほどの減額、給料、手当、共済費であります。26ページにつきましては、小学校費であります。小学校管理費です。1,200千円ほどになります。先ほどのその他委託料につきましては、長寿命化にかかる予算の配分金です。小学校1,192千円ほど計上しています。その下の中学校費も同様の内容とな

っております。中学校管理費、こちらにつきましては、その他委託料1, 778千円の減ということで、当初保育所、給食センター、小学校の組み換えによる減額であります。負担金が8千円ほど、負担金につきましては統合型校務支援システムの利用費、先ほど小学校でも負担金計上してありますが、こちらにつきましてはシステム利用費の変更増ということで、昨年度から小中学校で学籍、出欠、通知表等システム管理を行っています。そのシステムの負担金が、それぞれ8千円増額となっておりますので計上しております。28ページの給食センター教育費保健体育費の給食センター運営費であります。こちらにつきましては、その他委託料としまして、先ほどの長寿命化にかかる業務委託の予算組み替えに伴う増額ということで104千円です。備品購入費としまして、こちらは給食センターのプリンターが故障したということで、24千円計上しています。その下、災害復旧費であります。こちらにつきましては、5番の一番下の行になりますが、厚生労働施設災害復旧費、民生施設災害復旧費としまして保育園になります。7月の豪雨災害法面崩落の復旧工事費495千円を計上しています。

小林教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

○説 明

大口係長

26ページの最下段お願いします。9款の教育費のうち1目の社会教育総務費になります。この部分につきましては、社会教育関係の職員の人件費の補正でございますけれども、これにつきましては総務課からの指示によります補正でございます。続きまして、27ページ3目の図書館費になります。33千円ほど増額補正をお願いするのですが、これにつきましては現在図書館にWi-Fiの環境がありません。今回、新型コロナウイルス感染症対策でも、デジタル図書館を推進しなさいというような項目がございます。それに合わせまして、図書館にWi-Fi

の環境を整えていきたいと思いますが、装置そのものは総務課の方で用意をしていただきます。その後の運営にかかる通信費について、こちらの方で補正をさせていただきたいと考えています。Wi-Fi 環境は図書館の方に設置するのですが、災害発生時には若者センターも避難所になりますので、こちらの研修室でも Wi-Fi 環境が利用できるように整えていきたいと考えています。続きまして、5 目の文化財保護費です。これにつきましては、支出の補正はございません。財源内訳のその他の中で125 千円を計上させていただきました。これは7月の末に刊行となりました「新編 木島平史話」の販売代金を見込むということで、一般財源の方からその他財源ということで、売上の金額を移すということで、財源内訳の変更でございます。一冊あたり500円の250部の販売を見込んでいます。続きまして、7目の若者センター管理費になります。こちらも支出の補正はございません。財源内訳の変更をさせていただきたいと思います。これにつきましては、70千円をその他財源で見込んでいますがこれは商工会の事務局が図書館の横に入りました。その部分の月々の使用料について、こちらへの計上の指示がありましたので一般財源からその他財源の方へ組み換えをさせていただくものでございます。10目の農村交流館管理費であります。198千円の増額補正をお願いするわけですが、これにつきましては、農村交流館に入らせていただきまして、左手にあります2階に上がる階段がありますが、そこに滑り止めをつけてありますが、そこが経年劣化で剥がれてきたということで、ノンスリップの取り替えをお願いするものであります。続きまして、その下の保健体育総務費になります。こちらにつきましては、社会体育にかかわる職員の人件費の補正です。こちらにつきましても、総務課からの指示による補正でございます。よろしくお願いたします。

○質 疑

小林教育長

質問がありましたらお願いします。なければ、議案第9号令和2年度木島平村一般会計補正予算について承認頂いたということによろしいでしょうか。

教育委員

(委員全員承認)

小林教育長

ありがとうございました。続きまして、第10号、給食の特別会計補正予算をお願いします。

○資料1 (令和2年度木島平村学校給食特別会計補正予算(第1号))に基づいて説明

島崎課長

令和2年度木島平村学校給食特別会計補正予算(第1号)についてです。武田係長から説明をさせていただきます。

○説明

武田係長

補正予算資料第1号ご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和元年度からの繰越金976千円が確定したことによる、歳入繰越金及び歳出の予備費増額補正をするものです。1ページの歳入、補正前の額が20,398千円、ここに975千円を補正増額して21,373千円とするものです。同様に2ページめぐっていただきますと、歳出の予備費があります。同様に21,373千円補正計上するものです。以上です。

○質疑

小林教育長

今説明がありましたが、質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員

(委員全員承認)

小林教育長

承認ということでお願い致します。それでは、第11号お願い致します。

○資料1（令和3年度から使用する中学校教科用図書採択について）に基づいて説明

島崎課長

令和3年度から使用する中学校教科用図書採択についてであります。8月5日付、中高飯水地区中学校教科用図書採択研究協議会、今年は飯水地区が当番ということでありまして、飯水地区連絡協議会からの通知であります。この協議会委員につきましては、中高飯水地区の教育長、教育長職務代理者そして中高飯水地区PTA連合会の正副会長、総勢16人で構成されている協議会であります。第1回の採択協議会は6月24日水曜日に開かれましたが、この日は6月定例議会の日でありまして、教育長と私は欠席でありましたが、佐藤職務代理者に出席していただきました。この日は教科用図書の調査研究会、校長先生とかそれを扱う先生がどの教科書が良いかということで研究会を開いたということであります。そして、7月31日に開催しました2回目の採択協議会におきまして、調査研究会からの報告に基づきまして、令和3年度から中学校で使用する教科用図書の選定をしたというものであります。その選定の結果を載せてありますので、よろしくお願いいたします。選定した教科用図書及び選定の理由であります。一覧表になっておりまして、国語、社会、数学、理科、道徳まであるわけですが、それぞれ発行者の光村図書など出版社が掲載されております。次のページには、選定理由があります。いずれの教科においても全ての教科書が文科省の検定を得たものであり、新学習指導要領に基づいて編纂され、学習内容及び学習活動への配慮が適切になされていたというものであります。それで本日、採択をお願いすることですのでよろしくお願いいたします。

○質 疑

小林教育長

今、説明がありました。それぞれの各教科書の選定委員の方から説明あり、今話がありましたように教育長、それから職務代理者のところで意見は述べてそしてこのような採択の案が出ましたが、質問ありますでしょうか。

教育委員

(委員全員承認)

小林教育長

よろしいでしょうか。それでは、木島平の方もこれで承認ということであります。第12号財産の取得についてお願いします。

○資料1 (財産の取得について) に基づき説明

島崎課長

こちらの方を追加させていただきましたが、午前中GIGAスクールにかかわるパソコン336台の入札を行いまして、今日の定例会で承認をいただくというものでございます。内容としましてはGIGAスクール用タブレット端末336台、小学校が210台、中学校が126台であります。取得の方法は指名競争入札。契約金額が22,582,560円であります。契約の相手方がありますが、富士電機ITソリューション株式会社信越支店であります。以上です。

小林教育長

GIGAスクール用のタブレット端末は本日入札がありまして、富士電機ITソリューション信越支店が落札であります。よろしいでしょうか。

教育委員

(委員全員承認)

小林教育長

議案第12号は承認ということです。

5 協 議

(1) 令和元年度事業実績及び主要施策の成果について

小林教育長

それでは協議事項に入ります。(1) 令和元年度事業実績及び主要施策の成果についてお願いします

島崎課長

9月の定例議会に向けてであります。令和元年度、前年度の決算ということでありまして、7月に村の監査委員による決算監査が行われており、この決算資料に基づきまして9月議会において決算の認定をいただくということになります。決算の説明については、決算審査の時もそうですが、事業実績及び主要施策の成果、本日お配りしました資料に基づいて説明しておりますのでお願いします。子育て支援係、生涯学習係それぞれ係長からご説明申し上げます。

武田係長

○資料2に基づき説明

子育て支援課関係【一般会計、学校給食特別会計、奨学資金貸付事業特別会計】

大口係長

生涯学習課関係【一般会計】

○質 疑

小林教育長

非常に多くの事業量のところではありますが、質問はありますか。

佐藤秀雄委員

192ページ中学校管理事業でグラウンドとかエアコンとか小学校と一緒にですが、トイレとかいろいろ改修が入っていますが、中学は全体的にはだいぶ老朽化が進んでいるという話ですので、グラウンドのところは9,795,600円となっておりますが、今のところ改修して維持していくというコンセンサスはできているのでしょうか。中学校は将来建て替えるのか、将来像、見通しが知りたいと思います。

武田係長

長寿命化計画の策定業務で補正にもあげてありますが、今後の計画づくりといたしますか、今中学校が大変古いものですから、どの時点で大きな改修をしたらいいのかということで、児童生徒数にもよりますが現在調査しているものです。当面の間は、今の施設を使いながらというかたちになります。今年、調査を行い今後の改修工事の計画づくりに向けて取り組みます。

佐藤秀雄委員

建て替えることも含めて、中学校のグラウンドはもともと田んぼだったところだと思います。非常に水はけが悪くて、よくないという話を先生方から聞いているわけです。中学校を造り替えていくという事であれば、全体ビジョンの長期計画が出てきたら示していただけだと思いますし、是非検討いただきたいと思います。

小林教育長

持続可能な校舎の維持になってくるかと思いますが、グラウンドについては、整備がだいたい10,000千万円近くどこの学校もかかるわけですが、その様な状況があつて昨年度は整備をしました。実際にこれからの生徒数や校舎を建て替えるとなると、かなりの費用が考えられますのでその辺のところは、政治的な判断になると思います。体育館や校庭の広さ等いろいろな面を考えながら、今後より良い教育環境を維持していくため、それに向けて今、進めているところです。

佐藤秀雄委員

小中学校を木島平村全体としてどう考えていくか、検討していく必要があると思います。よろしくお願いします。

小林教育長

他にございますか。それでは、協議ということで(1)についてはご理解いただけたという事であります。

(2) 教育委員会例規等制定について

①木島平村満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業
実施要綱について

小林教育長

それでは(2)教育委員会の例規等制定についてお願い
します。

○資料3(島平村満3歳以上教育・保育給付認定子
どもに係る副食費助成事業実施要綱について)に基
づき説明

島崎課長

資料3をお願いします。1枚もののA3です。先ほどは
条例でしたので9月議会にあげるために説明をさせてい
ただきました。今回要綱は協議ということでお願いします。
木島平村満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係
る副食費助成事業実施要綱です。先ほどの条例では、基
本的には保護者から副食費を徴収することができるとい
う規定で、条例改正したわけですが、木島平村は徴収し
ないということになっていますので、その部分に対応す
るために要綱を定めたものです。趣旨としましては、満
3歳以上教育・保育給付認定子どもに係わる、教育・保
育給付認定保護者が特定教育・保育施設等に支払うべき
食事の提供に要する費用を助成することに関し必要な事
項を定めるものとするというものです。第3条の助成対
象者ですが、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係
る教育・保育給付認定保護者であって村内に住所を有す
るものとする。その下の助成の範囲ですが、助成の範囲
となる副食費は満3歳以上教育・保育給付給付認定子
ども一人当たり月額4,500円を上限とするというもの
です。附則としまして、公布の日からこの要綱を公布と
するものであります。

小林教育長

先ほど副食費は3歳以上の場合、無料にならないとい
う話でしたが、今回のこの実施要綱は負担すべき副食費

島崎課長

の4, 500円を上限として村で助成するというものになりますか。

助成の方法としまして、第5条のところに村が設置者または事業者である特定教育保育施設にあつては助成対象者にかかわる副食費の支払いを免除することによって行うとなっていますので、免除するというご希望したいというものです。

○質 疑

小林教育長

要綱を作って、教育委員会で承認をいただくということによろしいですね。何か質問はありますか。

教育委員全員

(委員全員承認)

6 報 告

(1) 保育園、小中学校の状況について

島崎子育て支援課長が、資料4に基づき保育園及び小中学校の状況について報告した。

(2) 島崎子育て支援課長が、資料5に基づき令和2年度長野県町村教育長会研修総会中止に伴う書面決議等結果について説明した。

(3) 島崎子育て支援課長が、資料6に基づき令和2年度長野県市町村教育委員会連絡協議会研修総会中止に伴う研修総会全体報告事項の送付について説明した。

(4) その他 (特になし)

7 その他

(1) ・当面の日程(諸行事・会議等)

島崎子育て支援課長が、当面する諸行事・会議等について説明した。

島崎子育て支援課長が、令和2年度第9回教育委員会定例会の開催日程について提案した。全委員が了承し、「令和2年度第9回教育委員会定例会を令和2年9月23日（水）午後3時30分から開催することを決定した。

- ・島崎子育て支援課長が、資料7に基づき令和2年度新任教育委員研修会の中止について報告した。
- ・島崎子育て支援課長が、村内6団体親善球技大会の開催日程について説明した。

(2) その他

高木生涯学習課長が、資料に基づき生涯学習課に係る8月の行事等の経過と今後の行事について報告、説明した。

8 閉 会 午後5時15分

小林教育長が閉会を宣言した。